

20 その他

20-4 間接国税犯則事件

(3) 酒税の違反行為別検挙の状況

区 分	免 許 者																
	酒 類 製 造 者					酒 母、も ろ み 製 造 者					酒 類 卸 売 業 者					酒 類	
	件 数		犯 則 数 量		税 額	件 数		犯 則 数 量		税 額	件 数		犯 則 数 量		税 額	件 数	
	外		ℓ	kg	千 円	外		ℓ	kg	千 円	外		ℓ	kg	千 円	外	
第 54 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 55 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 56 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 1 項 第 1 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
” 第 2 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
” 第 3 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
” 第 4 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
” 第 5 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
” 第 6 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
” 第 7 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 58 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 59 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 60 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
犯 則 者 が 判 明 し な い も の	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1 この表は、「(1)検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。

2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。

(4) 酒税以外の間接国税の違反行為別検挙の状況

揮 発 油 税		地 方 道 路 税		石 油 ガ ス 税		石 油 石 炭 税		た ば こ 税	
該 当 条 項	件 数	該 当 条 項	件 数	該 当 条 項	件 数	該 当 条 項	件 数	該 当 条 項	件 数
第 27 条 第 1 項 第 1 号	件	第 15 条 第 1 項 第 1 号	件	第 28 条 第 1 項 第 1 号	件	第 24 条 第 1 項 第 1 号	件	第 28 条 第 1 項 第 1 号	件
” 第 2 号	-	” 第 2 号	-	” 第 2 号	-	” 第 2 号	-	” 第 2 号	-
第 28 条 第 1 号	-	第 15 条 の 2	-	第 29 条 第 1 号	-	第 25 条 第 1 号	-	第 29 条 第 1 号	-
” 第 2 号	-			” 第 2 号	-	” 第 2 号	-	” 第 2 号	-
” 第 3 号	-			” 第 3 号	-	第 26 条 第 1 号	-	第 30 条 第 1 号	-
第 29 条 第 1 号	-			第 30 条 第 1 号	-	” 第 2 号	-	” 第 2 号	-
” 第 2 号	-			” 第 2 号	-	” 第 3 号	-	” 第 3 号	-
” 第 3 号	-			” 第 3 号	-	” 第 4 号	-	” 第 4 号	-
” 第 4 号	-			” 第 4 号	-				
合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-

(注) この表は、「(1)検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。

小売業者			非 免 許 者				計				左の計のうち密輸入 酒類に係るもの				区 分		
犯則数量	税額		件 数		犯則数量	税額		件 数		犯則数量	税額		件 数			犯則数量	税額
ℓ	kg	千円	外		ℓ	kg	千円	外		ℓ	kg	千円	外		ℓ	千円	
-	-	-	-	3	16	-	2	-	3	16	-	2	-	-	-	-	第 54 条
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	第 55 条
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	第 56 条
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	第 1 項第 1 号
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	" 第 2 号
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	" 第 3 号
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	" 第 4 号
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	" 第 5 号
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	" 第 6 号
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	" 第 7 号
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	第 58 条
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	第 59 条
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	第 60 条
-	-	-	-	3	16	-	2	-	3	16	-	2	-	-	-	-	合 計
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	犯 則 者 が 判 明 し な い も の

たばこ特別税		取引所税		印 紙 税		航空機燃料税		電源開発促進税	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第21条第1項	件	第14条第1項	件	第22条第1項	件	第20条第1項	件	第13条第1項	件
" 第1号	-	第15条第1号	-	" 第2号	-	" 第2号	-	第14条第1号	-
" 第2号	-	" 第2号	-	第23条	-	第21条第1号	-	" 第2号	-
第22条	-			第24条	-	" 第2号	-	" 第3号	-
				第25条第1号	-	" 第3号	-		
				" 第2号	-				
				" 第3号	-				
				" 第4号	-				
				第26条第1号	-				
				" 第2号	-				
合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-